
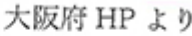


ウイルス性肝炎定期検査費用の助成はじまる



肝炎ウイルスによる慢性肝疾患等で療養中の方へ

肝炎定期検査 費用助成 のご案内

大阪府では、肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がん（治療後の経過観察含む）の方が、定期的に受ける検査費用の自己負担分の一部を助成します。

※令和3年4月1日以降の検査が対象です。

対象者

- 大阪府に住所を有する方で以下の要件をすべて満たす方
- (1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者
- (2) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変又は肝がん患者の方（治療後の経過観察含む）
- (3) 大阪府肝炎専門医療機関で定期検査を受けた方
- (4) 住民税非課税世帯又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- (5) 府又は市町村の実施する定期的な状況確認の連絡（フォローアップ）を

概要

大阪府は令和3年4月から肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がん（治療後の経過観察含む）の方が、定期的に受ける検査費用の自己負担分（一部）を助成します。

肝炎ウイルス検査受検後の陽性患者を早期治療に繋げるとともに、ウイルス性感染患者等の重症化予防を図ることを目的として、助成することになりました。（対象者・申請方法などは大阪府のホームページをご確認ください。）

取り組み

肝炎患者団体の方から相談を受けた内海久子議員（大東市・四條畷市選出）は2016年9月府議会の一般質問で「遅れている大阪府の肝炎ウイルス対策」を取り上げ、国の重症化予防推進事業を活用した初回精密検査と定期検査の費用助成を早期に実施するよう要望。18年4月に初回精密検査の助成が実現し、それ以降も会派として議会での質疑や知事要望などを行い、今回定期検査費用の助成制度ができました。

公明党府議団は、肝炎患者の皆さんを支援するため、今後も肝炎対策の充実に尽力してまいります。